

河川災害応急復旧業務に関する協定の申請に関する質問回答

【2事務所共通で適用される質問回答】

※受付順不同、複数の事務所で同じ内容の質問は別の質問として掲載している。

番号	受付日	受付事務所	質問に関する公示資料の記載箇所	質問	回答	回答日
1	3月3日	淀川	6.評価項目③工事及び災害協定実績	公示『6.評価項目③工事及び災害協定実績』において「過去15年間(平成19年度～令和4年度)において元請けとして淀川河川事務所管内の大阪府域における工事の実績がある場合は評価する。」とありますが、大阪国道事務所や大阪市といった、他事務所または自治体発注の淀川河川事務所管理区域に架かる橋梁の工事実績については評価対象になるのでしょうか。ご教示ください。	過去15年間(平成19年度～令和4年度)において元請けとして淀川河川事務所管内の大阪府域における工事の実績の評価は、淀川河川事務所が発注する大阪府域の工事の実績に限ります。	3月13日
2	3月3日	淀川	6.評価項目④地理的条件	公示『6.評価項目④地理的条件』の※4について「会社(本店・支店)から出張所への経路図(5万分の1程度の地図)」と書かれていますが、申請する出張所からの直線距離が20kmを超え上記の縮尺では添付が難しい場合、10万分の1程度の縮尺の地図で経路図を作成しても差し支えございませんでしょうか。ご教示ください。	会社(本店・支店)から出張所への経路図は、5万分の1の縮尺で添付が難しい場合は、縮尺を変更して作成しても差し支えありません。	3月13日
3	3月3日	淀川	7.申請書類の提出	公示『7.申請書類の提出』において「電子メールに申請書類を添付し提出すること」とありますが、添付するデータに関してアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式に具体的な指示はありますでしょうか。ご教示ください。	添付するデータに関しては、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定はありません。	3月13日
4	3月3日	淀川	『河川災害応急復旧業務に関する協定の申請に関する質問回答』No.24	『河川災害応急復旧業務に関する協定の申請に関する質問回答』No.24に「近畿地方整備局と申請者が入会している協会との災害協定」でも提出可能な旨が記されていますが、活動実績において協会からの要請ではなく、近畿地方整備局から直接の要請を受けて対応した除雪作業については「協定に基づく工事実績」の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合感謝状の添付資料は必要でしょうか。ご教示ください。	災害協定に基づく活動実績は、淀川河川事務所管内での活動実績に限り評価します。また、災害協定に基づく活動実績がある場合は、活動した内容が分かる資料を添付してください。	3月13日